

元治元年七月廿八日より元治元年八月一日まで

P8311169 right

蠟一包、町田(耕)より香資百疋を贈り□せり、宿泊の牛姑 並黄窪両娘の外、富沢叔母、須崎伯母

柳亭、正覚、笠原、五郎、藤山夫妻、北川、医道玄、田畑(門)、菩提寺回向僧兩人外に、手伝を兼、細谷(秀)

□せき等来会、周助、家眷迄を初め中小姓残らず、繕部を遣し中番以下部屋へ二縄頭づつをつをとらせ寺山(姑)義、盲子を携え通夜こに来る、来会の列に加ふ、藤沢叔母は泊宿す

廿九日卯 晴

太郎吉の外家眷不残初七忌墓参せし(富沢伯母同伴す、駕を命せり) 香料を献備す、友助来り辞して不面不急用事なる

よし、申による、山田、大塚、野宮、伊藤(幸)へ引もの為持遣す、牛姑帰れり、駕送す、暑邪の気味

に付、本日頼合状出す、富沢叔母帰れり、霊位を仏壇へ移置す、昨夜迄は周助家族等代る□通夜この観あり、霊前へ板倉屋より蠟一筥、山本次郎より婢はつをして香資一方を備ふ一杯をとらせ

引物を遣す、墓参帰りより□□来り、一杯を勧む、須崎より蒸菓子を贈り来る

P8311169 left

晦日辰 晴 九十二度(撰氏33度)を 過ぐ

豊州より仏ミニストル差出せし書翰(下の関へ軍艦差向御義)を廻し越し本日出雲守殿、右差留として金港御出張に付、随従出張の段

文通有し、出 殿、黄昏の前退出、太田(信)来り、田中鏝三郎なるもの別手願の旨頼聞糾し旨、伊藤(庄)へ

□使を遣し蠟一大筥を贈る、肥州より明日着服等の義、問合に来る

八月

朔日巳 晴

京地騷擾一條に付、本日御禮無し、出 殿、永持義猶京地去月十九日騷擾後、織田(市)同様御目付殿被仰付□伝承す、此度再度使節の義に付、飛驒守に縷々建言す、永持

( )内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。19,

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。